

CA1600 XXXXXXXXXX
**政策としてのオープンアクセス：
 NIH パブリックアクセス方針の現状と課題**

1. NIH パブリックアクセス方針の位置づけ

2005年5月2日、米国の国立衛生研究所（以下、NIHとする）によるNIHパブリックアクセス方針（正式名称は、Policy on Enhancing Public Access to Archived Publications Resulting from NIH-Funded Research）⁽¹⁾が施行されてすでに一年が経過した。同方針の成立過程やその詳細は他稿に譲るが⁽²⁾⁽³⁾、その概要を確認しておく、NIHから研究助成を受けた研究者はその成果として執筆した学術雑誌論文の最終原稿を、刊行後12か月以内にPubMed Central（E096参照）へ任意登録することが求められるというものである。同方針は、これまで学術情報流通に直接関与してこなかった研究助成機関や政府がオープンアクセスを奨励する勧告や報告書を出したという点で多くの関心や議論を呼び、その後のオープンアクセスの動向に大きな影響を与えることになった出来事として位置づけられる。方針提案当初は、6か月以内の登録義務化という強制力を持つものであったが、実際の方針は12か月以内の任意登録となり、方針施行後どれだけの研究者が最終原稿を登録するのか、今後のオープンアクセスの成否を占う意味でもその成果が注目された。

2. 方針実施後の成果

2006年1月に、NIHは連邦議会に対してパブリックアクセス方針の履行状況についての報告書を提出した⁽⁴⁾。それによると、2005年5月2日から12月31日の8か月間で、同方針の対象となる論文約43,000編

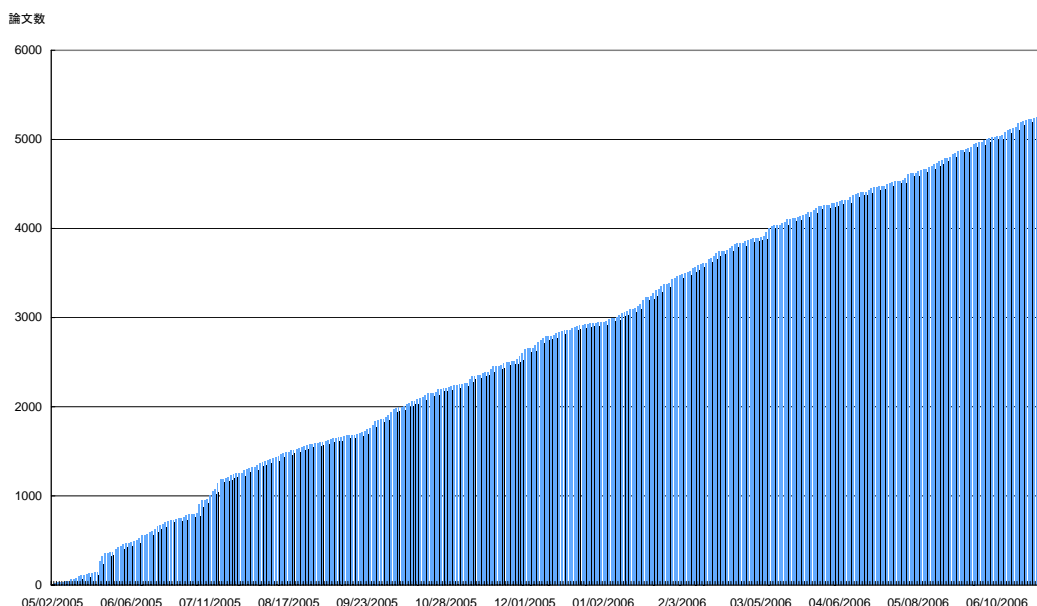
（推定値）のうち、実際に登録されたのは1,636編で登録率は3.8%（推定値）であった（もともとPubMed Centralに登録されている雑誌に掲載された論文や、2005年5月以前に発表された論文は該当しない）。登録された原稿の6割が出版後即時公開され、17%がその後10か月後までに、残り23%が10～12か月後に公開された。NIHは同方針を周知させるため内部職員、全ての助成研究者、出版社等にメール、書類、説明会などを配布・実施しており、米国19大学を対象に行った調査では研究者の大半が同方針を知っていたという結果から、広報活動が登録率の低さの理由ではないとしている。

2006年6月末時点でPubMed Centralへの登録原稿総数は5,280編で、右肩上がりに上昇している（図）。そのうち実際に公開されているものは同年8月中旬時点で3,442編であった。登録原稿は、HTML形式とPDF形式で提供され、それが著者最終原稿であることがわかるように「NIH-PA Author Manuscript」と明記されており、PubMed Centralでの公開日や出版社が提供している電子ジャーナルへのリンクなども付与されている。

3. 研究者の反応

2006年1月にPublishing Research Consortiumは、生命科学および医学分野の学術雑誌に発表したことのある米国の著者1万6千名（回答者1,128名）を対象にEメール調査と電話によるインタビュー調査を行い、パブリックアクセス方針に対する研究者の認識や意見を報告している⁽⁵⁾。回答者の85%が同方針の存在を知っていたが、手続きの詳細を含めて方針について「よく」知っているとは回答したのは20%以下で、原稿の登録プロセスやそのメリットなどについての理解が浸透

図 NIHMS システムへの論文登録数の推移
 (2005年5月2日から2006年6月30日まで)



していない。科学研究へのアクセスを強化するという考え方は広範な支持を得ているが、学術雑誌の予約購読数の減少など研究者が抱えているパブリックアクセス方針が学術出版へ与える負のイメージを払拭できておらず、NIHによる広報活動も研究者から見れば不十分であり結果として低い登録率へとつながっている(24%が登録したと回答)。パブリックアクセス方針を支持する研究者は、科学情報への広範なアクセスは本質的な利益で、特に貧しい国の研究者のためになるとみなしており、研究に対して税金という形で資金を提供している公衆に対して研究成果を還元するのは義務であると感じている。一方で登録しない研究者は、学術雑誌にもたらす損失、著作権、登録された原稿に含まれる誤りに対する懸念を示している。

4. 学会・出版社の反応

パブリックアクセス方針に対して、オープンアクセス雑誌を刊行している出版社を除いてほぼ全ての出版社の対応は消極的であり、原稿登録のプロセスを出版社側が研究者に代わってコントロールする傾向が強い。

個々の出版社の対応をまとめると、1) 0 から 12 か月のエンバゴ(登録後一定期間のアクセス不可)、2) 著者による登録許可、あるいは出版社による代行(および著者の登録禁止)、3) 最終原稿のみ許可あるいは編集済み PDF ファイルの提供といった項目を組合せたいずれかになっている。たとえば、電気電子学会(IEEE)は刊行 12 か月後の著者による自発的な登録を認めており、論文の最終版をも著者に提供している⁽⁶⁾。一方で、エルゼビア社は雑誌の執筆要綱に、著者に代わって PubMed Central への原稿の登録を行う代わりに著者が直接登録することを禁止する旨を明記している⁽⁷⁾。ワイリー社も同様に、著者代行登録を行うかわりに著者による登録を推奨していない。刊行と同時に原稿を登録するが、利用可能になるのは 12 か月後としている⁽⁸⁾。

これら二社の対応はパブリックアクセス方針を遵守する姿勢を見せているが、著者に代わって出版社が登録を代行することで可能な限り PubMed Central での無料アクセスを回避する動きであるように見え、同方針が持つ弱点をうまく利用している。

2005 年 10 月、57 の医学・科学系非営利出版社からなる DC Principles グループは、NIH のザーフニー(Elias Zarhouni) 所長に対して、PubMed Central へ原稿を登録する代わりに、PubMed から出版社のサイトで提供しているファイルへのリンクを張ることを提案した。2006 年 3 月と 4 月にも再び提案を行っているが、全て NIH から拒絶されている。

5. 政策としてのオープンアクセスが抱える課題

2005 年 11 月 15 日の同方針のパブリックアクセスワーキンググループでは、登録を義務化し最終原稿ではなく編集済みのファイルを登録すべきなどといった

意見が出され、さらに 2006 年 2 月 8 日には、米国国立医学図書館(NLM)の評議会がザーフニーに対して刊行後 6 か月以内の登録の義務化を公式に推奨した。同年 6 月 15 日には下院歳出委員会でも、2007 年度の予算案で 12 か月以内の登録義務化が要求されるなど、パブリックアクセス方針を強化する動きが高まっている。

3.8%という登録率の低さは、当初の目的と照らし合わせれば任意登録が政策としても戦略としても失敗に終わったと見てよいだろう。これは、セルフアーカイビングを義務化したクイーンズランド工科大学の機関リポジトリへの登録率が、任意登録であるその他のオーストラリア 7 大学の 4 倍近くにもなることから示されている⁽⁹⁾。世界最大級の研究助成機関である NIH は助成研究から年間 6 万~6 万 5 千編もの論文を生み出しており、原稿登録の義務化が研究者集団および学術出版界にもたらす影響力は一大学の比ではなく、出版界からの反発を招く結果となっている。NIH は科学情報への広範なアクセスという当初の目的の実現と商業出版社などの利害調整との間の板挟みにあっているのが現状だろう。

NIH は過去の広報活動が登録率の低さの原因ではないとしているが、Publishing Research Consortium の報告書からは、研究者がパブリックアクセス方針の目的や利点を十分に理解しているとは考えられない。同報告書は遵守率を上げるために、方針全体のプロセス、方針がもたらす付加的な利益、登録プロセスの簡易化、著作権に対する立場、学術雑誌への影響などを説明することが必要だとしている⁽⁵⁾。他にも、NIH 自らがパブリックアクセス方針に従って登録された論文と非登録論文との被引用率の違いを調査するなど、今後も研究者に対してより具体的に目に見える形でパブリックアクセス方針を遵守することのメリットを伝え理解させる必要があるのではないか。

将来オープンアクセスの歴史が記される場合、NIH パブリックアクセス方針は必ず言及される出来事である。このまま壮大な失敗として終わるのか、それとも偉大な失敗として華々しい成功への転身をはかるのか、政策レベルでのオープンアクセスの議論が始まったばかりである日本においては、今後もその動向を注視していく必要性は多いにあるだろう。

(慶應義塾大学大学院：三根慎二)

(1) Policy on Enhancing Public Access to Archived Publications Resulting from NIH-Funded Research. (online), available from <<http://grants.nih.gov/grants/guide/notice-files/NOT-OD-05-022.html>>, (accessed 2006-07-25).

(2) 筑木一郎. 英米両国議会における学術情報のオープンア

- クセス化勧告. カレントアウェアネス. (282), 2004, 15-19. (オンライン), 入手先<<http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/ca/item.php?itemid=976>>, (accessed 2006-07-25).
- (3) 尾身朝子ほか. 研究助成機関とオープンアクセス - NIH パブリックアクセスポリシーに関して. 情報管理. 48(3), 2005, 133-143.
- (4) The NIH progress report to Congress. (online), available from <http://publicaccess.nih.gov/Final_Report_20060201.pdf>, (accessed 2006-07-25).
- (5) NIH Author Postings (February 2006) A study to assess understanding of, and compliance with, NIH Public Access Policy. (online), available from <http://www.alpsp.org/news/NIH_authorpostings_report.pdf>, (accessed 2006-07-25).
- (6) IEEE Position Statement on NIH Public Access Policy. (online), available from <http://www.ieee.org/web/publications/rights/IEEE_Position_on_NIH_Policy.xml>, (accessed 2006-07-25).
- (7) Elsevier NIH policy statement (online), available from <http://authors.elsevier.com/getting_published.html?dc=NIH>, (accessed 2006-07-25).
- (8) Wiley InterScience :: Author Resources :: Journal Manuscript Submission. (online), available from <<http://www3.interscience.wiley.com/authorresources/journal-man-sub.html#natins>>, (accessed 2006-07-25).
- (9) Sale, Arthur. Comparison of content policies for institutional repositories in Australia. First Monday. 11(4), 2006. (online), available from <http://www.firstmonday.org/issues/issue11_4/sale/index.html>, (accessed 2006-07-25).

CA1601 中国「全国文化情報資源共有プロジェクト」の現状

1. 中国「全国文化情報資源共有プロジェクト」とは
2002年4月に文化部と財政部により始動された中国「全国文化情報資源共有プロジェクト」(全国文化情報資源共有工程。以下「共有プロジェクト」と呼ぶ)が2006年、新たな段階を迎えている。

まず共有プロジェクトについて、ウェブサイト⁽¹⁾をもとに簡単に確認しておく。

共有プロジェクトは、第10期5か年計画(2001~2005年)で掲げられた文化発展に寄与すべく「中華民族が数千年来蓄積してきた各種文化情報資源の精髓」と「民衆の日常生活に密着した現代の社会文化情報資源」(「工程紹介」一. 共有工程的意義)をデジタル化して、インターネットなど現代の情報通信手段を通して、全国民に無料で提供するものである。それにより、

国際的には欧米の文化浸透に対抗して国民に自国文化を堅持させ、その文化資質を向上させるのに加え、国内的には地域間での情報資源入手の不平等の解消が目指されている。また、図書館をはじめとする文化施設の(とりわけ西部地域における)遅れた現状も取り上げられ、このプロジェクトが図書館を主とする文化施設の振興を通して、都市部と農村部の格差縮小を狙うものでもあることが示されている。

このプロジェクトのサービス主体は公共図書館が担い、国家レベル・省レベル(直轄市・自治区を含む)・基層レベル(地・県・郷・村)で、各図書館がそれぞれセンターを建設する三層構造となっている。国家センターは文化情報資源の収集、デジタル化、目録作成を行い、デジタル化された資源を省レベルセンターに配布する。省レベルセンターは地域内のサービスを統括する。目録を元に資源を選択入手し、得た資源を地区内の各基層センターに配布する。基層センターはサービスポイントとして利用者に資源を提供することが主要な役割となる。資源配布、同期の手段としては、通信網の発達した地域では、衛星通信、インターネットにより、未発達の地域では、ディスクなどの配布による(「実施内容」)。

具体的な数値目標も掲げられている。すなわち、1つの国家センター、30以上の省レベルセンター、5,000以上の基層センター(サービスポイント)を設置すること、および100万冊の文献、1,000の名作地方劇、1,000曲の音楽作品、1,000の美術作品、1,000件の貴重な文化財を電子化してインターネット上で公開すること、などである。そして、2002年から2005年までを3段階に分けて、目標設定したポイント数とデジタル資源量(総量5TB)を達成する発展計画が示されている(「実施ステップ」)。

それでは、共有プロジェクトの現状はどうなっているのだろうか。次にデジタル資源の蓄積状況と、基層センターの建設状況に絞って、概観を試みる。

2. デジタル資源構築の状況

共有プロジェクトに蓄積された資源総量は、2004年末までに30TBに達し⁽²⁾、2006年4月までで34TBと発表されている⁽³⁾。以下、各レベルでの資源構築の様子を若干紹介する。

2.1. 国家センター

国家センターのサイトでは、文化部所管の博物館・美術館の所蔵品のデジタル画像、及び歌劇などの動画を見ることができ⁽⁴⁾ほか、法律・科学知識・農業・医療・歌劇・音楽・美術など約40の項目を設けて、民衆の日常生活に密着した百科的知識を提供しようとしている。そのほか、対象を限定し、そのニーズに即した項目を精選した農村版・地域コミュニティ版・企業版・青少年版⁽⁵⁾も作られている。